

補助金調書

補助金名	国指定文化財管理費補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化財部文化財保護課 (TEL 092-711-4666)	
交付先	団体	宗教法人 住吉神社 宗教法人 香椎宮 宗教法人 筥崎宮		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
補助開始年度	昭和52	年度	経過年数	34	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助の目的】 国指定の重要文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の文化の向上に資するため、経費の一部を補助するもの。</p> <p>【補助対象事業】 国指定文化財「住吉神社本殿」・「香椎宮本殿」・「筥崎宮本殿・拝殿・楼門」にかかる防災設備保守点検業務</p>					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>○補助対象経費 県費補助対象経費(消火栓設備・自動火災報知器・避雷設備・漏電火災警報設備)を基準とする。</p> <p>○補助金額の算定方法・考え方 補助対象経費の1/4以内</p>				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	3 件	3 件	3 件		
	194 千円	188 千円	194 千円	208 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	国指定文化財「住吉神社本殿」・「香椎宮本殿」・「筥崎宮本殿・拝殿・楼門」にかかる消防設備保守点検業務を行なった。					
補助金交付 による効果	防災設備の適切な維持管理が行われたことにより、重要文化財の適正な保存が図られる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。